

# 大分県報

令和五年  
第四三一号  
八月一日

（火曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………

### 告 示

青少年に有害な興行の指定……………

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請……………

令和五年度の自衛官候補生の採用試験の期日並びに試験場の位置及び名称……………

### 公 告

土地改良区の役員の就退任（二件）……………

競争入札参加者の資格に関する公示……………

一般競争入札の実施……………

## ○人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十九号

### 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「通用期間が支給単位期間（条例第十三条の六第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十三条の六第七項に

規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

ロ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める額

第十五条の二第二項第一号中「前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下の条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下の条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ロ 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

第十五条の二第二項第二号中「それぞれ」の下に「次」を加え、同号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号ロ中「いる場合」を「いる場合（ハに掲げる場合を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前号ロに掲げる場合 人事委員会の定める額

第十五条の二第三項中「第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相

当する額

二 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会が定める額

第十五条の三第一項第一号中「当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときに於ける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

- イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときに於ける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
- ロ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第十三条の六第二項から第四項までに規定する額の通勤手当が支給された職員のうち、同日以降に同条第六項の規定により通勤手当の返納をさせるものの通勤手当の返納額については、この規則による改正後の第十五条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 告 示

大分県告示第三百四十二号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和五年八月一日

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名	指定理由
令五・七・二〇	映画	すけべ繁忙期 モーレッツたらし込み	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	夜の研修生 彼女の秘めごと	オーピー映画	
〃	〃	淫臭まみれ 発情三姉妹	新東宝映画	

大分県告示第三百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置すること及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和五年八月一日

大分県知事

佐藤

樹一郎

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
由布市湯布院町川上二百九十五―二  
ゆふいん月燈庵株式会社  
代表取締役 吉原 知紀
- 特定事業場の所在地及び名称  
由布市湯布院町大字川上字平原二百九十五―二  
ゆふいん月燈庵
- 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三  
イ ちゆう房施設、ロ 洗濯施設及びハ 入浴施設

種 類

ちゆう房施設

能 力

- ① 二五調理食／日
- ② 一三調理食／日

一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力		種 類	汚水等の一日当たりの量						使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日						
					②	①		りん含有量 mg/L	窒素含有量 mg/L	浮遊物質 mg/L	化学的酸素 要求量 mg/L	生物化学的 酸素要求量 mg/L	水素イオン 濃度							項目	m <sup>3</sup> /日	単位			
																							②	①	通常の値
四時間					② 七・〇kg/回	① 五・〇kg/回	洗濯施設	三	五〇	一一〇	一六〇	一六〇	五・八〇八・六	通常の値	最大の値	四・五	八・三	五・〇	九・一	なし	一二時間				

令和五年八月一日

一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力					種 類	汚水等の一日当たりの量						使用の季節的変動														
					④	③	②	①	⑤		④	③	②	①	りん含有量 mg/L	窒素含有量 mg/L		浮遊物質 mg/L	化学的酸素 要求量 mg/L	生物化学的 酸素要求量 mg/L	水素イオン 濃度	項目	m <sup>3</sup> /日	単位							
																									②	①	②	①	通常の値	最大の値	②
二〇時間	不定期				〇・一五 m <sup>3</sup> /基 一基	一・〇四六 m <sup>3</sup> /基 六基	四・四 m <sup>3</sup> /基 一基	四・六 m <sup>3</sup> /基 一基	〇・七七四 m <sup>3</sup> /基 一二基	入浴施設	三	五〇	一二〇	一六〇	一六〇	五・八〇八・六	通常の値	最大の値	三	五〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	通常の値	最大の値	〇・四五	〇・四五	〇・五	〇・五	なし

大分県報(告示)

三

区分	種類	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	使用時間の間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水等の項目		汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動
										単位	値		項目	単位		
変更前	入浴施設	六 m <sup>3</sup> /基 一基	既設	同上	同上	同上	不定期	二四時間	なし	単位	通常	五・八〇	項目	水素イオン濃度	五・八〇	⑤ 一時間
											最大	一〇	生物化学的酸素要求量	二〇〇	化学的酸素要求量	
変更後	入浴施設	一一・五m <sup>3</sup> /基 一基	同上	同上	同上	同上	同上	二〇時間	なし	単位	通常	四・一	項目	水素イオン濃度	四・一	⑤ 一時間
											最大	八・一	生物化学的酸素要求量	一〇〇	化学的酸素要求量	

4 変更しようとする特定施設の種類の  
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三

ハ 入浴施設

5 変更しようとする事項の内容  
 特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排水の汚染状態の値

6 特定施設の構造及び使用の方法

区分	種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水	等	汚染	状態	の値	
									単位	m <sup>3</sup> /日						mg/L	mg/L
変更後	入浴施設	二・九m <sup>3</sup> /基一基	同上	同上	同上	同上	二〇時間	なし	単位	最大の値	目	濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
									通常の値	八・三	五・八〇	六〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
変更前	入浴施設	六m <sup>3</sup> /基一基	既設	同上	同上	同上	二四時間	なし	単位	最大の値	目	濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
									通常の値	〇・五	六〇	六〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇

区分	種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水	等	汚染	状態	の値	
									単位	m <sup>3</sup> /日						mg/L	mg/L
変更後	入浴施設	四・六m <sup>3</sup> /基一基	同上	同上	同上	同上	二〇時間	なし	単位	最大の値	目	濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
									通常の値	三・二	五・八〇	六〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
変更前	入浴施設	五・九m <sup>3</sup> /基一基	既設	同上	同上	同上	二四時間	なし	単位	最大の値	目	濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
									通常の値	一・〇	六〇	六〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇

区分	種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水	等の生物化学的酸素要求量 mg/L	汚染化学的酸素要求量 mg/L	状態浮遊物質 mg/L	窒素含有量 mg/L	の値りん含有量 mg/L	
									単位	m <sup>3</sup> /日								
変更後	入浴施設	同上	同上	同上	同上	同上	二〇時間	なし	単位	最大の値	最大の値	六〇八	二二〇	二五〇	二八〇	三	二	二
変更前	入浴施設	五・九 m <sup>3</sup> /基一基	同上	同上	同上	不定期	二四時間	なし	単位	最大の値	最大の値	六〇八	二二〇	二五〇	二八〇	三	二	二
変更後	入浴施設	四・六 m <sup>3</sup> /基一基	同上	同上	同上	同上	二〇時間	同上	単位	最大の値	最大の値	五・八〇八・六	五	一〇	一〇	一〇	一五	二・五
変更前	入浴施設	同上	同上	同上	同上	同上	二〇時間	同上	単位	最大の値	最大の値	五・八〇八・六	五	一〇	一〇	一〇	一五	二・五

区分	種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水	等の生物化学的酸素要求量 mg/L	汚染化学的酸素要求量 mg/L	状態浮遊物質 mg/L	窒素含有量 mg/L	の値りん含有量 mg/L	
									単位	m <sup>3</sup> /日								
変更後	入浴施設	同上	同上	同上	同上	同上	二四時間	なし	単位	最大の値	最大の値	六〇八	二二〇	二五〇	二八〇	三	二	二
変更前	入浴施設	〇・二五 m <sup>3</sup> /基一基	同上	同上	同上	不定期	二四時間	なし	単位	最大の値	最大の値	六〇八	二二〇	二五〇	二八〇	三	二	二
変更後	入浴施設	同上	同上	同上	同上	同上	二四時間	なし	単位	最大の値	最大の値	五・八〇八・六	五	一〇	一〇	一〇	一五	二・五
変更前	入浴施設	同上	同上	同上	同上	同上	二四時間	なし	単位	最大の値	最大の値	五・八〇八・六	五	一〇	一〇	一〇	一五	二・五

汚水等の処理の方法																					
(1) 設置																					
種	処	能	構	主	工	工	使	使	一	使	汚水等の一日当たりの量		項	汚水等の汚染状態の値							
											類	式		力	造	法	日	月	日	日	日
合併処理浄化槽 C X U ー 五〇型	担体流動浮上る過方式	五〇人槽	FRP製	縦二・三〇m×横五・三五m×高さ二・五〇m				二四時間	二四時間	なし	通常	処理前	通常の値	処理前	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	六・〇	六・〇
											最大	処理後	通常の値	処理後	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	六・〇	六・〇
											最大	処理前	最大の値	処理前	二二〇	二八〇	二八〇	二二〇	二二〇	五・八	五・八
												処理後	最大の値	処理後	三〇	四〇	四〇	三〇	三〇	五・八	五・八

令和五年八月一日

汚水等の処理の方法																					
(1) 設置																					
種	処	能	構	主	工	工	使	使	一	使	汚水等の一日当たりの量		項	汚水等の汚染状態の値							
											類	式		力	造	法	日	月	日	日	日
合併処理浄化槽 C S L ー 五〇型	担体流動浮上る過方式	五〇人槽	FRP製	縦二・二四m×横四・五一m×高さ二・五四m				二四時間	二四時間	なし	通常	処理前	通常の値	処理前	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	六・〇	六・〇
											最大	処理後	通常の値	処理後	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	六・〇	六・〇
											最大	処理前	最大の値	処理前	二二〇	二八〇	二八〇	二二〇	二二〇	五・八	五・八
												処理後	最大の値	処理後	三〇	四〇	四〇	三〇	三〇	五・八	五・八

大分県報(告示)

区分	種類	処理方式	能力	構造	主要寸法	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動
変更前	合併処理浄化槽 NS150C型	嫌気ろ床接触はろ気方式	五〇人槽	FRP製	縦二・三〇m×横六・五一m×高さ一・五〇m			—	〇～二四時間	二四時間	なし
変更後	合併処理浄化槽 CXU150型	担体流動浄上ろ過方式	五〇人槽	FRP製	縦二・三〇m×横五・三五m×高さ一・五〇m			—	二四時間	同上	同上

(2) 変更

汚水等の一日当たりの量	項目	汚水等の状態の値		生物化学的酸素要求量 mg/L	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質質量 mg/L	窒素含有量 mg/L	りん含有量 mg/L	大腸菌群数 個/cm
		通常の値	最大の値						
10	処理前 処理後	6.0 6.0	6.0 6.0	100	150	150	40	10	10,000
				10	10	10	10	10	10,000
10	処理前 処理後	5.8 5.8	5.8 5.8	120	180	180	50	8	3,000
				11	11	11	11	11	3,000
10	処理前 処理後	6.0 6.0	6.0 6.0	100	150	150	40	10	3,000
				10	10	10	10	10	3,000
10	処理前 処理後	5.8 5.8	5.8 5.8	120	180	180	50	10	3,000
				11	11	11	11	11	3,000



区	分	排	水	口	名	汚水の汚染状態の値											
						汚水の汚染状態の値					汚水の汚染状態の値						
						項目	単位	通常値	最大値	測定値	項目	単位	通常値	最大値	測定値		
変更後	No.2	No.1	No.1	No.1	No.1	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	10	11	11,000以下	3,000	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	10	11	11,000以下	3,000
						りん含有量	mg/L	1.8	2.0	1.8	2.0	りん含有量	mg/L	1.8	2.0	1.8	2.0
変更前	No.2	No.1	No.1	No.1	No.1	窒素含有量	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5	窒素含有量	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5
						浮遊物質	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5	浮遊物質	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5
変更後	No.2	No.1	No.1	No.1	No.1	化学的酸素要求量	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5	化学的酸素要求量	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5
						生物化学的酸素要求量	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5	生物化学的酸素要求量	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5
変更前	No.2	No.1	No.1	No.1	No.1	水素イオン濃度	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5	水素イオン濃度	mg/L	1.5	1.5	1.5	1.5
						項目	単位	通常値	最大値	測定値	項目	単位	通常値	最大値	測定値		
変更後	No.2	No.1	No.1	No.1	No.1	一日当たりの排出水量	m <sup>3</sup> /日	10	11	11,000以下	3,000	一日当たりの排出水量	m <sup>3</sup> /日	10	11	11,000以下	3,000
						項目	単位	通常値	最大値	測定値	項目	単位	通常値	最大値	測定値		

(2) 変更

令和五年八月一日

大分県報(告示)

九

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和五年八月一日から同月二十二日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第二百四十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和五年度の自衛官候補生の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のように定める。

令和五年八月一日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 ウェブ(Web)試験(筆記試験及び適性検査)における試験期日

令和五年九月十六日から同月十八日までの間のうち受験者の希望する一日

二 口述試験及び身体検査

試験期日及び検査実施日

試験場及び身体検査場の位置及び名称

令和五年九月二十日から同月二十四日までの間で

別府市大字鶴見四五四八―一四三

自衛隊大分地方協力本部が指定する日

陸上自衛隊別府駐屯地

三 その他

詳細については、自衛隊大分地方協力本部募集課(電話〇九七―五三六―六二七)に問い合わせること。

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、中村土地改良区(玖珠郡九重町)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年八月一日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

(退任役員)

役名	氏名	住所
理事	有吉 勝行	玖珠郡九重町大字田野一四六五番地の二
〃	有吉 萬喜	大字田野一〇二一番地
〃	河野 澄敏	大字田野一五〇番地の二
〃	武石 修昌	大字田野一三八二番地の三
〃	甲斐 和弘	大字田野一三六九番地
〃	時松 和弘	大字田野三二一番地
〃	時松 史博	大字田野一七一二番地の六八
監事	時松 美智雄	大字田野七五八の二番地
〃	時松 洋一	大字田野一六二四番地の六二
〃	甲斐 幸一	大字田野一〇五八番地
理事	矢方 保義	玖珠郡九重町大字田野一四四七番地
〃	時松 史博	大字田野七七六番地
〃	時松 洋一	大字田野一六二四番地の六二
〃	野木 陸雄	大字田野一二五七の一番地
〃	有吉 富士明	大字田野一五二一番地の二
〃	有吉 昭徳	大字田野一五四一番地の三
〃	河野 保則	大字田野一二二一番地の一
監事	武石 修昌	大字田野一三八二番地の三
〃	時松 美智雄	大字田野七五八の二番地
〃	甲斐 幸一	大字田野一〇五八番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中村土地改良区（玖珠郡九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年八月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

(退任役員)		(就任役員)	
役名	氏名	住 所	住 所
理事	矢方保義	玖珠郡九重町大字田野一四四七番地	玖珠郡九重町大字田野八七〇番地の一
〃	時松史博	〃	〃
〃	時松洋一	〃	〃
〃	野木陸雄	〃	〃
〃	有吉富士明	〃	〃
〃	有吉昭徳	〃	〃
〃	河野保則	〃	〃
監事	武石修昌	〃	〃
〃	時松美智雄	〃	〃
〃	甲斐幸一	〃	〃

〃	矢方功二	〃	大字田野一四四九番地
〃	佐藤郁利	〃	大字田野一五二九番地
〃	河野保則	〃	大字田野一二二一番地の一
監事	武石修昌	〃	大字田野一三八二番地の三
〃	甲斐幸一	〃	大字田野一〇五八番地
〃	有吉富士男	〃	大字田野一六七二番地の一六

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年八月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 調達をする物品等の種類  
新設特別支援学校厨房機器一式
- 二 競争入札の参加者資格  
次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。  
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者  
(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者  
(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九條第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者  
(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者  
(五) 国税又は大分県税を滞納している者  
(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）にお

令和五年八月一日

大分県報（公告）

いて継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期

令和五年八月一日（火曜日）から同月十七日（木曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年8月1日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び数量

新設特別支援学校厨房機器 一式

(2) 納入期限

令和6年1月31日（水）

(3) 納入場所

大分新設特別支援学校（旧豊学校）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

<p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和5年8月1日（火）午前10時から同年9月5日（火）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」を、令和5年9月5日（火）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和5年8月1日（火）から同月17日（木）まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="https://www.pref.aitajp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.aitajp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年9月12日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10:に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加申請が承認された時から令和5年9月12日（火）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和5年9月11日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和5年9月12日（火）午前10時30分</p>
--	--

<p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>15 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システム</p>	<p>18 において、電子くじによる落札者決定を行う。 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>19 Summary (1) One set of kitchen equipment for a newly established special needs school (2) Time limit for tender 10 : 00 am. 12 September. 2023 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2966</p>
--	---